

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付け自車第880号）別添自動車検査業務等実施要領の一部改正新旧対照表

新			旧		
3 - 4 （検査証等の記載事項等） 3 - 4 - 19 （略）			3 - 4 （検査証等の記載事項等） 3 - 4 - 19 （略）		
記載を要する自動車	記 載 事 項	記 載 例	記載を要する自動車	記 載 事 項	記 載 例
≡	≡	≡	≡	≡	≡
19. 「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領」（平成14年国土交通省告示第17号。以下「低減装置評価実施要領」という。）の規定に基づき優良低減装置として評価・公表された装置（ <u>第2種粒子状物質低減装置を除く。</u> ）を装着することにより「道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示」（平成14年国土交通省告示第310号。以下「第31条の2	優良低減装置が装着されている旨 優良低減装置の優良評価番号	優良低減装置付 評価番号MLIT-NPR-1	19. 「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領」（平成14年国土交通省告示第17号。以下「低減装置評価実施要領」という。）の規定に基づき優良低減装置として評価・公表された装置を装着することにより「道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示」（平成14年国土交通省告示第310号。以下「第31条の2	優良低減装置が装着されている旨 優良低減装置の優良評価番号	優良低減装置付 評価番号MLIT-NPR-1

告示」という。)第4条(軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条)の基準(以下「NOx・PM法の基準」という。)に適合することが確認された自動車

する自動車にあっては第4条及び第5条)の基準(以下「NOx・PM法の基準」という。)に適合することが確認された自動車

4 - 21の2 (窒素酸化物等排出自動車の特例)

4 - 21の2 - 1 (略)

4 - 21の2 - 2 (略)

4 - 21の2 - 3

(1) (略)

↓

(6) (略)

(7) 型式指定車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車(軽油を燃料とする自動車に限る。)であって、諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が別表第2の平均排出ガス基準値以下であり、かつ、粒子状物質に係る諸元値が別表第2の平均排出ガス基準値を超えるもの(諸元値を持たないものを含む。)に低減装置評価実施要領の規定に基づき粒子状物質を低減する優良低減装置として評価・公表された装置(第2種粒子状物質低減装置を除く。)を、当該実施要領に基づき装着したもの。

(8) (略)

4 - 21の2 (窒素酸化物等排出自動車の特例)

4 - 21の2 - 1 (略)

4 - 21の2 - 2 (略)

4 - 21の2 - 3

(1) (略)

↓

(6) (略)

(7) 型式指定車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等又は輸入自動車特別取扱の届出を行った自動車(軽油を燃料とする自動車に限る。)であって、諸元表等に記載された窒素酸化物に係る諸元値が別表第2の平均排出ガス基準値以下であり、かつ、粒子状物質に係る諸元値が別表第2の平均排出ガス基準値を超えるもの(諸元値を持たないものを含む。)に低減装置評価実施要領の規定に基づき粒子状物質を低減する優良低減装置として評価・公表された装置を、当該実施要領に基づき装着したもの。

(8) (略)